

役員報酬の状況

社会福祉法人 鳳凰会 定款第 8 条、第 22 条の規定により役員等の報酬は、無報酬とする。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、報酬は無報酬とする。

(役員報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、報酬は無報酬とする。